

暴風、大雨（雪）、洪水等 警報発令時の児童の登下校について

暴風、大雨（雪）、洪水等 警報及び特別警報発令時の措置について、次のように対応をお願いいたします。

1 児童が登校する以前に暴風、大雨（雪）、洪水警報（特別警報）等が発令されている場合

(1) 警報が解除になるまで、自宅において待機させてください。

※その後の天候状況を判断して、休業にするかどうかを決定し、広報無線で通知いたします。

<登校する場合>

(2) 午前6時30分までに解除された場合は、平常通り登校させてください。

(3) 午前6時30分から午前9時30分までに解除された場合は、解除の**1時間30分後**から授業を始めます。この場合、給食は平常通りにあります。なお、中学生のスクールバスは、**解除の40分後**に若山を出発します。

※ただし、上記は原則なので、保護者は(2)(3)の場合において、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊などで危険な状態と判断した時は、登校させる必要はありません。ただし、その旨を必ず学校に連絡してください。

学校職員で、集合場所から学校まで通学路や特に危険な個所の安全を出来る限り確認いたしますが、自分の地域の、特に自宅から集合場所までの状況を把握し、安全に十分配慮して対応してください。

<休業となる場合>

(4) **午前 9時30分以後**に解除された場合は、臨時休業とします。

2 児童の登校後に、暴風、大雨（雪）、洪水警報 等が発令された場合

(1) 状況を判断して、児童を帰宅させた方がよいと判断した場合には、授業を中止して速やかに集団下校をさせます。

(2) 児童の集団下校が危険だと判断した場合は、学校に待機させます。この場合、保護者の皆様にお迎えをお願いすることもあります。

3 児童の登校後に、特別警報が発令された場合

(1) 原則、学校に待機させます。保護者の方で安全が確認できた場合、また学校待機が、長引く場合には、お迎えをお願いすることもあります。

「広報中津川ふくおか」放送文例

※次のような放送が無線にて流れますので、よく聞いて対応してください。なお、警報が発令されていても放送が流れないこともあり得ますので、その場合は上記のようにお願いします。

こちらは「広報中津川ふくおか」です。小・中学校の保護者の皆さんに連絡します。
ただいま県下に、〇〇警報が発令されていますので、連絡するまでお子様を自宅で待機させてください。
また、解除になり次第、次の指示をいたしますので、無線放送に注意してください。

こちらは「広報中津川ふくおか」です。小・中学校の保護者の皆さんに連絡します。
県下に発令されていた〇〇警報は、〇時〇分に解除になりました。〇時〇分から学校の授業を開始いたしますので、授業のできる準備をして登校させてください。スクールバスは、矢平、若山、新田をそれぞれ〇時〇分に出発しますので、遅れないようにしてください。

こちらは「広報中津川ふくおか」です。小・中学校の保護者の皆さんに連絡します。
ただいま、県下に〇〇警報が発令されましたので、各小・中学校とも午後からの授業を取りやめ、午後〇時に児童・生徒を帰宅させますのでお願いします。<2-(1)の場合>